

危険物の分類と指定数量

(消防法別表第一、危険物の規制に関する政令別表第三、危険物の規制に関する規則第三十九条の二より抜粋)

類別	性質	品名	危険等級	指定数量	類別	性質	品名	危険等級	指定数量		
第一類	酸化性固体	塩素酸塩類	第一種酸化性固体	I	50kg	第四類	引火性液体	特殊引火物	I	50ℓ	
		過塩素酸塩類						非水溶性液体	II	200ℓ	
		無機過酸化物							水溶性液体	II	400ℓ
		亜塩素酸塩類						II		400ℓ	
		臭素酸塩類	第二種酸化性固体	II	300kg			第二石油類	非水溶性液体	III	1,000ℓ
		硝酸塩類							水溶性液体	III	2,000ℓ
		よう素酸塩類						第三石油類	非水溶性液体	III	3,000ℓ
		過マンガン酸塩類							水溶性液体	III	4,000ℓ
		重クロム酸塩類	第三種酸化性固体	III	1,000kg			第四石油類	III	6,000ℓ	
		その他のもので政令で定めるもの						動植物油類	III	10,000ℓ	
前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの											
第二類	可燃性固体	硫化りん	II	100kg	第五類	自己反応性物質	第一種自己反応性物質	I	10kg		
		赤りん	II	100kg							
		硫黄	II	100kg							
		鉄粉	III	500kg							
		金属粉	第一種可燃性固体	II			100kg	第二種自己反応性物質	II	100kg	
		マグネシウム									
		その他のもので政令で定めるもの									
		前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第二種可燃性固体	III			500kg				
		引火性固体	III	1,000kg							
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム	I	10kg	第六類	酸化性液体	過塩素酸	I	300kg		
		ナトリウム	I	10kg			過酸化水素	I			
		アルキルアルミニウム	I	10kg			硝酸	I			
		アルキルリチウム	II	10kg			その他のもので政令で定めるもの	I			
		黄燐	I	20kg			前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	I			
		アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属	第一種自然発火性物質及び禁水性物質	I			10kg				
		有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)									
		金属の水素化物	第二種自然発火性物質及び禁水性物質	II			50kg				
		金属のりん化物									
		カルシウム又はアルミニウムの炭化物									
その他のもので政令で定めるもの	第三種自然発火性物質及び禁水性物質	II	300kg								
前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの											

備考:

第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満のもので、塗料類その他の物品であって総務省令で定めるものを除く。(消防法別表第一より抜粋)

※油圧作動油やコンプレッサオイル等は、一般的に第四類第四石油類に属する。

※ 廃棄物となった際も「危険物」に変わりがないため、保管量に注意が必要。